

中小企業総合支援事業助成金審査基準
(市場開拓助成)

本基準は、中小企業総合支援事業助成金交付要領に定める助成対象事業者の選定を目的として以下のとおり定めるものである。

(資格審査項目)

- (1) 主たる事業の実施地が千葉県内であるか。
- (2) 申請者及び連携予定者が他の補助金において、同一内容の事業にて交付決定（内定）を受けていないか。
- (3) 大企業が実質的に経営に参画していないか。
- (4) 下記の新製品等の販路開拓に係る申請であるか。
 - ・経営革新計画、地域経済牽引事業計画で位置づけした新製品・新技術・特産品等
 - ・ちば中小企業元気づくり助成金または中小企業総合支援事業助成金の交付を受けて開発した新製品・新技術・特産品等
 - ・千葉県内の公的インキュベーション施設に入居する企業が開発した新製品・新技術・特産品等
 - ・千葉ものづくり認定製品
 - ・千葉県立地企業補助金（マイレージ型）の交付が確定した企業の新製品・新技術・特産品等
 - ・国等の公的資金や千葉県内に本店を構える金融機関等の補助制度を受けて開発した新商品・新技術・特産品等

(業容等審査項目)

- (1) 申請者の経営内容が堅実であるか。
- (2) 財務内容が安定しており、助成事業に要する自己資金等の調達能力が十分であるか。

(事業内容審査項目)

(1) 事業実施の妥当性

- ① 展示会等の内容が製品・サービス等の内容に合致したものであるかどうか。
- ② 展示会出展等による目指す成果が妥当であり、その実現が期待できるかどうか。

(2) 市場性

- ① 展示会に出展等を行う製品・サービス等の内容に優位性があるか。
- ② 展示会に出展等を行う製品・サービス等に市場のニーズがあると考えられるかどうか。
- ③ 今後の事業活動による販路拡大が期待できるかどうか。

(3) 実施体制及び実施能力

- ① 展示会出展等を行う実施体制、人員を有しているかどうか。

(資格審査項目について)

(1) 上記「資格審査項目」に抵触するものは審査会での審査を行わない。

(採択基準)

(1) 申請者が事業の全部又は大部分を他に委任（委託）し、助成事業の中で自社が果たす役割が認められない場合は、原則として採択しないものとする。

(2) 下記「評価基準」により評価された点数の合計が6割に満たない場合は、採択しないものとする。

(審査委員の評価基準)

(1) 各審査委員は、「採択基準」に該当し採択することが適当でないと判断するものについては、事業内容審査評価の各項目を「0」と評価する。

(2) 前項に該当しない事業については、「資格審査項目」、「業容等審査項目」、「事業内容審査項目」に照らし、各事項について助成事業計画書の内容を次の点数により評価する。

5：優れている

4：やや優れている

3：標準的なもの

2：やや劣っている

1：劣っている

(優先基準)

「評価基準」による評価の点数の合計が同点であった場合には、次の各号の順位の高いものから優先して採択する。

(1) 事業内容審査基準で点数の多いもの。

(2) 従業員が少ない事業者。

(3) 資本金が少ない事業者。